

## 公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2024年9月4日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公告件名：ケニア国気候ファイナンス推進にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：  
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：  
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

## 入札説明書

### 【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：ケニア国気候ファイナンス推進にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：24a00603

#### 【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024年9月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年9月4日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 入札の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ケニア国気候ファイナンス推進にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）<sup>1</sup>

(4) 契約期間（予定）：2024年10月から2025年2月

なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 業務推進契約第一課/第二課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

ケニア事務所

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年9月10日 12時
2	入札説明書に対する質問	2024年9月10日 12時
3	質問への回答	2024年9月13日
4	技術提案書の提出用フォルダ作成依頼	技術提案書の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

5	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2024年9月20日 12時
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
7	入札執行の日時（入札会）	2024年10月4日 12時
8	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日以内 （申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ） ※2023年7月公示から変更となりました。

### 3. 競争参加資格

#### （1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### （2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

#### （3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください

### 4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の

公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

## 5. 入札説明書に対する質問

### （1）質問提出期限

1）提出期限：上記2.（3）日程参照

2）提出先：[http:// https://forms.office.com/r/RK7Q7hN9ma](http://https://forms.office.com/r/RK7Q7hN9ma)

注1）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして  
います。

### （2）質問への回答

1）上記2.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

2）回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

### （3）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

## 6. 入札書・技術提案書の提出

（1）提出期限：上記2.（3）日程参照

（2）提出方法：

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出

方法（2023年3月24日版）」をご参照ください

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

#### 1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記2.（3）日程にある期限日時までに、技術提案書提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ 技術提案書はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

#### 2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

#### 3) 別見積

別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2.（3）日程を参照し提出期限日時までに別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

### (3) 提出先

#### 1) 技術提案書

「JICA 国際協力調達部より送付された格納先 URL」

#### 2) 見積書（別見積書）

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
[例：24a00123\_〇〇株式会社\_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし

- ④ 添付ファイル：「24a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

## 8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札

- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

## 9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。<sup>2</sup>

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

---

<sup>2</sup> この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。



## 10. 落札者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

### (2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

### (3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点＝最低見積価格＝100 点
- ② 価格評価点＝最低見積価格／それ以外の者の価格×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8）/N×100 点

\*最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

**予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。**

### (4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$\text{（総合評価点）} = \text{（技術評価点）} \times 0.7 + \text{（価格評価点）} \times 0.3$$

#### （5）落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

### 1 1. 契約書作成及び締結

- （1）落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- （2）速やかに契約書を作成し締結します。
- （3）契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

### 1 2. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上

## 第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 調査の背景・経緯

全世界的に気候変動対応の促進が要請される昨今、ケニアにおいても気候変動は緊急性を伴う課題である。2022年の干ばつによる被害額は15億ドル以上、2024年3月から5月にかけて発生した洪水では、300人以上が死亡するとともに、約10億ドルの損失が生じたと推定（国連人道問題調整事務所（UNOCHA））される等、過去数年の異常気象による被害は甚大であり、特に気候変動「適応」分野における対応は急務である。

2020年、ケニア政府は、「国が決定する貢献（NDC）」を策定し、2030年までに温室効果ガスを32%削減するという野心的な目標を掲げた。本目標の達成には10年間で620億ドルの投資が必要とされるが、政府投資や既存の民間投資により賄うことは難しく、調査機関の分析（Climate Policy Institute、2021）では、年間51億ドル以上の資金ギャップが生じると推計される。また、2016年に制定されたケニアの「国家気候変動適応計画2015-2030（NAP）」では、適応分野のプロジェクト・プログラムのパイプライン開発を通じ、民間・開発パートナーからの資金動員の必要性が指摘されるとともに、2030年までのNAPを達成に必要な総コストは約380億ドルに上ると算出されている。

ケニア政府の財政が悪化するなか、適応・緩和策共に、政府投資や伝統的ドナーのみならず、民間部門やフィランソロピーからの投資を呼び込む必要がある。他方、特に適応分野への投資はビジネスに結びつきにくく、民間部門からの投資の呼び込みが困難であることが知られている。適応分野への投資促進は国際社会においても注目を得ており、2023年に開催された「国連気候変動枠組条約第28回締約国会議

（COP28）」においては、気候変動の影響に脆弱な途上国を支援の対象として、あらゆる資金源からの資金を企図した、「ロス&ダメージ（気候変動の悪影響に伴う損失及び損害）基金」の設立等が議論された。同基金があらゆる資金源の活用を掲げているように、特に適応分野の取組促進には、政府資金やドナー資金をシードマネーとし

て効率的に活用しつつ、民間資金やフィランソロピーからの資金を呼び込むことが不可欠である。

かかる状況を受けて、本基礎情報収集・確認調査では、適応ファイナンスの取組推進を主軸として、民間部門・フィランソロピー等からの資金動員の促進及び気候変動対応への参画を促進するにあたり求められる環境整備に関し、JICAが貢献可能な方策の検討を行う。

## 第2条 調査の目的と範囲

### (1) 本調査の目的

適応・緩和ファイナンスの取組において、国際潮流及びケニアの現状を整理するとともに、民間部門・フィランソロピー等の参入を促進するための資金動員スキーム、ビジネスモデルの検討を行う。検討結果に基づき、ケニアにおいて資金動員の環境整備に資するためのJICA事業の提案を行う。

### (2) 調査対象地域：

ケニア国

### (3) 本調査業務の範囲

本業務は、「第2条 調査の目的と範囲 (1) 本調査の目的」を達成するため、「第3条 調査実施の留意事項」に留意しつつ、「第4条 調査の内容」に示す事項を実施するものである。また、調査の進捗に応じて「第5条 報告書等」に基づき、進捗状況に応じた報告書を作成し、JICAに対し説明・協議の上、提出するものとする。

## 第3条 調査実施の留意事項

### (1) 適応策への資金動員のための環境整備支援検討

本調査では、緩和・適応策のいずれも対象とするものの、特に適応策における民間資金・フィランソロピー等私的資金の動員策を重視する。一般的に、適応分野における民間の参入は困難とされるが、ケニア政府の財政状況に鑑みケニア政府一般会計予算に依らない形でのケニアでの適応ファイナンスを促進するための環境整備支援の在り方を検討する。具体的には、開発機関資金やフィランソロピー、ケニア国内／アフリカ域内の公的金融機関（政策金融や年金基金等を想定）等のグラント性又は譲許性の高い資金（参考資料「ENABLING PRIVATE INVESTMENT IN CLIMATE ADAPTATION &

RESILIENCE」参照)をシードマネーとすることで、ビジネス化が可能となる枠組みを志向し、これらを推進するための環境整備支援を検討する。

## (2) 気候ファイナンスに係る国際動向と課題整理

国際的なイニシアティブや国際機関が発信している情報を整理した上で、ケニアの状況をレビューし、緩和、適応のそれぞれにおける資金需要、ギャップ、主要な資金の出し手や市場メカニズムを確認するとともに、資金動員のための課題を整理する。課題を整理する上では、ファイナンスメカニズムのみに特化するのではなく、政策・規制面、公的基金等の運用面、市場整備、投資家に対するインセンティブ付け（特にグラント性資金動員における）等を含め幅広く検討する。なお、民間企業個社のリスク管理に対する適応ファイナンス（資金用途を個社施設の物理リスク対応と定めたグリーンボンド等）を推進することを否定するものではないが、本調査では公共への裨益をより重視する。

## (3) 適応ファイナンスにおけるセクター別のビジネスモデル、グラント性資金動員の事例分析

適応事業については緩和事業と比較し、収益化が容易ではない。そのため、グラント性資金の活用が重要になると考えられる。環境省作成の「適応ファイナンスのための手引き」内の Blue Forest Conservation の事例では森林保全のためにロックフェラー財団等と公的資金をブレンドする事例等も確認されている。ケニアでは政府が積極的に植林や Nature based Solution を推進しており、カーボクレジットの活用等による収益化を併せながらのビジネスモデルを構想していく必要がある。また、適応に関しては、保険商品との親和性も高いことから、保険ビジネスの観点でも検討する必要がある。ついては、文献調査等を通じ、収益を伴う適応ビジネスモデルについてセクター別（農業、水資源管理、森林等）に整理するとともに、グラント性資金源を整理するとともに、その活用事例を確認する。

## (4) 関係機関へのヒアリング

ケニアにおける公的・民間ファンド、ドナー、金融機関、企業等、気候ファイナンスを構成しうる各機関にヒアリングを行い、気候ファイナンスへの関心や取組実績、現在の市場の動向や見通しにかかる最新情報の取得に努める。特に、ケニアにおける適応ファイナンスの推進、環境整備検討の観点からヒアリング・意見交換できると望ましい。なお、候補となるヒアリング先を具体的にプロポーザルにて提案すること。

3

---

<sup>3</sup> 候補となるヒアリング先、及び各ヒアリング先へのヒアリング実施方針に関してプロポーザルに記載すること。

## (5) 現地傭人の活用

本調査は期間が限られていることから、現地渡航は一回を想定している。現地での追加情報収集が必要な場合は、現地傭人を活用し、遠隔での情報収集・ヒアリングの実施等を検討すること。なお、本条項は、調査日程に関する提案を妨げるものではない。

## 第4条 調査の内容

### (1) 調査事項<sup>4</sup>

文献調査、及び現地での関係者へのヒアリング等を通じ、以下の項目について情報収集・整理・分析を行う。

- 1) 気候ファイナンスにかかる国際潮流及びケニアの文脈・現状の把握
  - I. 国際潮流の把握・分析
    - ・ 全世界・途上国における緩和・適応ファイナンスの議論・取組状況
    - ・ 緩和・適応の各ファイナンスにおける国際的なイニシアティブの概要整理
    - ・ 他ドナーの関連分野における協力状況の調査・分析
    - ・ 民間資金動員、公的資金動員、フィランソロピー等私的基金による支援が期待されている分野とその役割
    - ・ 適応ファイナンスにおけるセクター別のビジネスモデル、グラント性資金動員の事例分析
    - ・ 適応ファイナンスにおけるプライシングの議論
  - II. ケニアにおける緩和・適応ファイナンスの把握・分析
    - ・ ケニアにおける緩和・適応ファイナンスの議論・取組状況
      - NDC、NAP 等関連開発計画、法令・規定、セクター別の取組方針・プロセスの分析
      - 他ドナーの協力事例
    - ・ 緩和策・適応策のセクターと市場規模。
      - 緩和・適応それぞれにおける資金ギャップと現在の投資状況（金額、資金ソース、資金用途等）
      - カーボンクレジット活用状況（金額、分野、クレジット創出方法別内訳）
      - 本邦からの投資状況

---

<sup>4</sup> 現時点における、ケニアでの気候変動対策（適応）に寄与する資金動員スキームの提案をプロポーザルに含めること。

## 2) 気候変動対策に寄与する資金動員スキームの検討・提案

### I. ステークホルダーの洗い出し・分析

- ・ 公的開発銀行や年金基金等を含む、ケニア国内／アフリカ域内の公的開発金融機関の洗い出し・分析

- ・ 国際的なファンド・ドナーの洗い出し・分析

緑の気候基金（GCF）、ロスアノドダメージ基金、適応基金等の関連分野における基金のメカニズム調査・活用可能性の検討を含む。特に、適応分野における投資家へのリターンを生み出すメカニズムの構築に関し、各ファンド・ドナーの貢献可能性を分析する。

- ・ ケニア国内で活動する民間金融機関の洗い出し・分析（資金提供のみならず、アレンジャー等、多様な参画方法を検討に含む）

- ・ 本邦を含めたフィランソロピーや企業（CSR）の洗い出し・活動状況・現状の課題の把握、分析

個別案件への参入にかかる評価方法、フィランソロピー・企業（CSR）の参入にかかるインセンティブ付けの方法についても検討する。

### II. 対象となりうる事業／分野の洗い出し・分析

全世界／途上国の先行事例やケニアでの政策や計画等を踏まえ、大規模インフラのみならず、多様な分野に対する提案を行うこと。

### III. 資金動員スキームの検討・提案

原則、国際的な基金・公的開発金融機関、ドナーやフィランソロピーからのグラント資金案件と民間資金を併用する適応ファイナンス案にかかる提案を検討し含めること。ケニア政府の財政状況に鑑み、ケニア政府一般会計を資金の出し手（オフテイクリスク含む）に含めない提案を重視する（一方、ケニア国内政策金融の活用については推奨）。

## 3) 気候ファイナンスによる資金動員促進のための環境整備提案

本調査を通じて特定された気候ファイナンスによる資金動員促進のために必要な環境整備支援を主眼とした提案を行うこと。日本のリソース・知見を活用可能な分野（JCM 活用等）、適応ファイナンス推進における提案を重視する。

## (2) 業務内容

本調査では、以下の調査工程を想定しているが、コンサルタントによる調査工程の提案を妨げるものではない。

### 1) 準備業務（2024年11月上旬開始想定）

- ・ 日本国内で入手可能な資料（関連ウェブサイト、関連の調査報告書、ドナー報告書、論文等）の文献調査に基づき、現状の調査・分析を行う。

- ・（必要に応じて）国内外の有識者からの聞き取りを対面または遠隔で行い、議事録を作成、分析への反映を行う。
  - ・ 国内調査結果の概要をとりまとめ、現地調査実施計画（案）及びファイナルレポートの目次（案）を含むインセプションレポート（案）を作成し、JICA ケニア事務所等に対して、報告・協議する。
- 2）現地調査（2025 年 1 月上旬から 2 週間程度を想定）
- ・ 現地調査計画に基づいて、追加の情報収集・実態調査・分析を行う。
  - ・ 現地調査結果を JICA ケニア事務所等に対して、報告・協議する。
- 3）整理業務（現地調査後から 2025 年 2 月下旬まで）
- ・ 準備業務及び現地調査結果を踏まえて、候補となる支援アプローチに関して検討を行い、JICA ケニア事務所等と協議する。
  - ・（必要に応じ）これまでの調査結果や支援アプローチの仮説検証のために、現地傭人を活用し遠隔で追加情報収集を行う。
  - ・ 調査全体の成果をドラフト・ファイナルレポートとして取りまとめ、JICA ケニア事務所等と協議する。
  - ・ ファイナルレポートを最終化し、JICA への報告を行う。

## 第 5 条 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

### （1）報告書

#### 1）業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：本契約締結時から起算して 10 営業日以内

提出部数：電子データ

#### 2）インセプションレポート

記載事項：文献調査にて確認された内容、現地調査実施計画（現地調査の人員、スケジュール案、面会予定相手、面会時の確認事項等）、ファイナルレポート目次案

提出時期：2024 年 12 月中旬

提出部数：電子データ

#### 3）ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：全業務結果



提出時期：2025年1月下旬

提出部数：電子データ

4) ファイナルレポート

記載事項：全業務結果

提出期限：2025年2月28日成果品

提出部数：和文3部、英文10部、CD-ROM3部（製本）

ドラフト・ファイナルレポート及びファイナルレポートの巻頭には10ページ程度にまとめた要約（和文、英文）を含めることとする。なお、関係者との円滑な協議の促進を目的として、プレゼンテーション資料・概要版（和文、英文）を作成すること。

## (2) 収集資料

本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、JICA様式による収集資料リストを付したうえで業務完了時に発注者に提出すること。

## (3) その他の提出物

### 1) 議事録

各面談の記録について、会議後速やかに電子データにて発注者に提出すること

## 第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項**  
**(技術提案書の重要な評価部分)**

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	候補となるヒアリング機関の洗い出し	第3条 (4) 関係機関へのヒアリング
2	現時点における、ケニアでの気候変動対策(適応)に寄与する資金動員スキームの提案	第4条 (1) 調査事項

## 第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

### 1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

#### (1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

#### (2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 4.40人月

(現地渡航回数：延べ2回)

業務従事者構成の検討に当たっては、気候ファイナンス（緩和）、気候ファイナンス（適応）の専門性を持つ従事者を含めること。

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安(2号))】

1) 対象国及び類似地域：全世界

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

なし

2) 公開資料

・ 環境省「金融機関向け適応ファイナンスのための手引き」

[adaptation\\_finance.pdf \(env.go.jp\)](#)

・ 国際協力機構「グリーンファイナンスと JICA の貢献に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート」

[グリーンファイナンスと JICA の貢献に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート. -](#)

・ 国際協力機構「気候変動・災害リスクファイナンス情報収集・確認調査最終報告書」

[気候変動・災害リスクファイナンス情報収集・確認調査最終報告書\[電子資料\]. - \(jica.go.jp\)](#)

・ ecdpm ‘Adaptation finance to local food systems in Kenya’

[Adaptation\\_finance\\_to\\_local\\_food\\_systems\\_in\\_Kenya.pdf \(ecdpm.org\)](#)

・ Government of Kenya ‘Nationally Determined Contribution’

[Kenya’s First NDC \(updated version\).pdf \(unfccc.int\)](#)

・ Government of Kenya ‘Kenya National Adaptation Plan 2015–2030’

[NAP\\_Final-Signed\\_22022017.pdf \(unfccc.int\)](#)

・ Global Adaptation & Resilience Investment Working Group (GARI) ‘The State of Climate Adaptation and Resilience Investment’

[GARI\\_FINAL\\_11-05-22.pdf \(wsimg.com\)](#)

・ GARI ‘The Unavoidable Opportunity’

[GARI\\_2024.pdf \(wsimg.com\)](#)

・ GLOBAL CENTER ON ADAPTATION ‘Adaptation Finance Flows in Africa’

[GCA\\_State-and-Trends-in-Adaptation-2022\\_Adaptation-Finance-Flows-in-Africa.pdf](#)

・ GLOBAL CENTER ON ADAPTATION ‘State and Trends in Climate Adaptation Finance 2024’

[State and Trends in Climate Adaptation Finance 2024 – Global Center on Adaptation \(gca.org\)](#)

・ UNEP ‘Adaptation Gap Report 2023’

[Adaptation Gap Report 2023 | UNEP – UN Environment Programme](#)

・ World Bank (WB) ‘ENABLING PRIVATE INVESTMENT IN CLIMATE ADAPTATION & RESILIENCE’

[World Bank Document](#)

・WB ‘Financing Locally-Led Climate Action Program (P173065)’

[Document Detail \(worldbank.org\)](https://documents.worldbank.org/ocd/id/446621534444444444)

・WB ‘A Carbon Market Guidebook for Kenyan Enterprises’

[World Bank Document](#)

#### (5) 便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

本業務は、ケニア政府からの便宜供与は想定していない。アポイントメント等取り付けは受注者が行うこととするが、効率的なコミュニケーション、情報収集のため、発注者から関係機関へレターを発出する等、調査への働きかけを行うことも必要に応じて検討可能である。その場合、レター案をドラフトした上で、事前に発注者へ相談すること。

#### (6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

## 2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

\* 評価対象とする類似業務：気候ファイナンス分野の業務経験

### (2) 業務の実施方針等

#### 1) 業務実施の基本方針

#### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

#### 3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

#### 4) その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

### (3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

#### (4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

##### 1) 形式

技術提案書は、A4判（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

### 3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年7月追記版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

#### (2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

#### (3) 定額計上について

**以下の経費については定額で計上を求めるとします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。**

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

- ・定額計上とする経費はありません。

#### (4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上して下さい。払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%として下さい（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：技術提案書評価配点表



技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>
(1) 類似業務の経験	(6)
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(65)</b>
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35
(2) 作業計画等	30
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(25)</b>
(1) 業務主任者の経験・能力	(25)
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)
ア) 類似業務等の経験	12
イ) 業務主任者等としての経験	5
ウ) 語学力	5
エ) その他学位、資格等	3